会報
のうぜい
大館・鹿角

No.134　令和８年11月６日㈮　発行
発行人
大館鹿角税務関係団体協議会
大館商工会議所
かづの商工会
大館北秋商工会
北秋田市商工会
上小阿仁村商工会
(公社)大館法人会
大館税務署管内青色申告会連合会
大館間税会
東北税理士会大館支部
秋田県酒造組合大館支部

世の中の節税について思うこと

東北税理士会大館支部　支部長　浅利大造

最近の世の中はＡＩ、ＤＸ化が急速に進歩し人間が考える数千倍、数万倍ものスピードでデータ処理が行われています。この影響は我々士業の世界にも及んでおり、例えば監査の世界では人間が入力したデータをＡＩに分析をさせ、誤りはもちろんのこと、不正をも見出すことが可能となっています。今までは専門家である監査法人の公認会計士が数百時間を費やした分析作業を瞬く間にデータ処理し、不正を発見するのはまさに驚きです。会社法監査にはＡＩが必須であり、ＡＩへの投資もまた必然となります。中小監査法人の合併統合（淘汰）が進んでいるのは投資額に耐えうる監査法人にするためなのです。我々税理士の世界も同様でデータ入力作業を短時間で行うＡＩＯＣＲが出現しました。端的に言えば原始資料をスキャンすることで申告の元となる財務諸表を短時間で作り上げるものです。国税の世界も同様で申告等のデータをＡＩに入力することで、不正の可能性がある申告書をはじき出すことが可能となります。

我々税理士はこの「不正」が果たして脱税にあたるのか各種税法に則った「節税」にあたるのか日々狭間で揺れています。先日新聞の一面に、ある芸能人の事務所が税理士主導で行った取引に数億もの申告漏れがあったとの記事がありました。一つ一つの取引は税法に沿った取引であるものが総括すると税法的には否認すべき行為に該当するというのが結論です。わかりにくい説明ですが一つは正しくても複合すると誤りとなるわけです。税法には抜け道を考えても不合理は許さない法文があります。

狭間と申し上げたのはまさしくこの正否の判断のことなのです。以前プライム企業の社外取締役を十年間務めたとき、個人（役員）に複数のメガバンク、証券会社の担当者がおりました。彼らはウェルスマネジメント担当と呼ばれ富裕層向けの不動産、有価証券、Ｍ＆Ａ等の商品を提案する人たちです。このなかには前述した正否の判断がつかないものがあり、都度判断を求められました。妥当性がないと判断し、投資を断念した後で税法が改正され、結果事なきを得たこともありました。

富裕層で大きな税金は相続税です。ほとんどの人たちは最大税率の55％が課税されますが、財産を少し移動しただけで数十億の納税額が安くなると、こぞって新たな取引を提案してきます。最近では相続税の分野でも以前に比べ「総則六項」という規定の適用が散見されるようになりました。これは通達の画一的な評価方法では実際の市場価格（時価）との乖離（かい離）が激しく、租税負担の公平を著しく害すると認められる場合に、例外的に国税庁長官の指示に基づいて別の方法で評価を行う規定です。つまり、怪しい取引についてこれに従わずにこれを除外して本来の取引で相続税を算定するというものです。

これまで述べたように税法は日々一刻変化します。その時の節税が後に違法となることも稀ではありません。これは我々税理士とともに納税者も意識する必要があります。巷で叫ばれている節税商品は本当に正しいものか確認し認識することがより一層大事になります。節税のはずが後に重い税負担となり損失を被ることになることもあります。納税者が税金に対する認識を持つことが更に必要になると思う次第です。





北鹿地区における「事業者のデジタル化促進」の取組について

大館税務署長　渡部克修

本年七月の定期人事異動により、大館税務署長を拝命致しました。前任地は札幌国税局で、初めての仙台国税局管内勤務、秋田県勤務、大館税務署勤務となります。前任者同様よろしくお願い申し上げます。

税務関係団体会員の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、租税教育の推進、自主申告納税制度の普及・発展、e-Taxの利用促進、キャッシュレス納付の利用促進をはじめ、地域社会における納税意識の向上に御尽力いただいておりますことに対し、心から敬意を表します。

我が国は今、大きな変革の時代を迎えております。人口減少や少子高齢化の進展、働き手不足の深刻化に加え、デジタル技術や生成ＡＩの急速な発展により、社会や産業の構造は大きく変化しています。こうした変化は企業経営のみならず、行政運営の在り方にも大きな影響を与えており、税務行政においても時代に即した改革が求められているところです。

国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」を重要な柱として掲げ、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化」「事業者のデジタル化促進」の三つを軸に様々な施策を推進しています。税務署へ出向くことなく、自宅や事業所から申告・納税・申請等の手続を行うことができる環境整備は着実に進んでおり、e-Taxやキャッシュレス納付の普及はその代表例です。

また、近年特に力を入れているのが「事業者のデジタル化促進」です。これは単に税務手続を電子化するだけではなく、受発注、納品、請求、決済、会計処理といった企業活動全体のデジタル化を推進することを目的としています。

この北鹿地区では、デジタル化・キャッシュレス化を更に推進していくことを目的として、本年２月３日（火）に税務関係団体の皆様、各市町村、総合県税事務所、銀行の各支店、税務署の計21団体で「北鹿地区デジタル化・キャッシュレス化推進共同宣言」を行い、連携・協力していくことを確認しました。

そして、10月27日（火）に「デジタルフォーラムin大館」を開催し、多くの方にご来場していただき、デジタル技術を活用した経理事務の効率化・ＡＩの活用による業務改革などについて、見て・聞いて・体験していただきました。

フォーラムでもご紹介しましたが、現在は、会計ソフトやクラウドサービスにもＡＩ機能が搭載されるなど、会計業務や税務業務を取り巻く環境が急速に変化しています。

しかしながら、このような時代だからこそ、人の果たす役割は決して小さくならず、むしろ、デジタル技術では対応できない相談対応や経営支援、納税者一人一人の事情に応じた助言など、税務職員としての知識や経験に基づく付加価値が一層求められることになると感じております。

このような取組を実現していく上で、税務関係団体の皆様は極めて重要な存在です。商工会議所・商工会、法人会、青色申告会連合会、間税会、税理士会、酒造組合の各団体が、長年にわたり地域に根差した活動を展開されてきたことが、自主申告納税制度を支える大きな力となっております。

税務署といたしましても、税務関係団体の皆様との連携を一層深め、地域社会から信頼される税務行政の実現に努めてまいります。変化の激しい時代ではありますが、皆様と力を合わせながら、より良い税務行政、より良い地域社会の実現に取り組んで参りたいと考えております。

結びに、税務団体協議会並びに会員の皆様のますますの御発展と御健勝、さらには各団体及び会員事業所の御繁栄を心から祈念申し上げます。





令和８年度「税を考える週間」行事

行　事　名	開催月日	開　催　場　所	主　催　者
（表彰関係）			
納税表彰式（大館税務署長表彰）	11月中	受彰者に対し個別に表彰	大館税務署
租税教育推進校表彰	11月中	受彰校等において表彰	
税に関する高校生の作文表彰	11月～12月中	受彰校において表彰	
中学生の「税についての作文」表彰	11月～12月中	受彰校において表彰	
（講演会・研修会関係）			
鹿角青色申告会　税務署長講演会	11月11日（水）	ミットプラザ（鹿角市）	鹿角青色申告会
大館青色申告会　税務署長講演会	11月12日（木）	プラザ杉の子（大館市）	大館青色申告会
無料税務相談	11月12日（木）	いとく大館ショッピングセンター（大館市）	東北税理士会大館支部
大館法人会　税務署長講演会	11月17日（火）	プラザ杉の子（大館市）	公益社団法人大館法人会
（租税教育関係）			
租税教室	随時	大館税務署管内　各小中・高等学校	大館・北鹿地区租税教育推進協議会
税についての作文展示	通年	大館税務署庁舎内	大館税務署

令和８年度　納税表彰

◎大館税務署長表彰

殿　村　直　也　氏（大館市）

（大館小売酒販組合　理事長）

◎大館税務署長表彰

藤　岡　茂　憲　氏（北秋田市）

（一般社団法人秋田県法人会連合会　理事）

令和８年度　租税教育推進校表彰

◎大館税務署長表彰

大館市立花岡小学校

令和８年度　租税教室開催校一覧（令和８年９月30日現在）

◎大館市

No.	学　校　名	講師担当
1	大館市立桂城小学校	大館法人会
2	大館市立城南小学校	大館法人会
3	大館市立城西小学校	大館市役所
4	大館市立有浦小学校	大館法人会
5	大館市立釈迦内小学校	県税北秋田支所
6	大館市立長木小学校	大館法人会
7	大館市立川口小学校	大館税務署
8	大館市立上川沿小学校	大館法人会
9	大館市立南小学校	大館法人会
10	大館市立成章小学校	大館法人会
11	大館市立花岡小学校	大館市役所
12	大館市立矢立小学校	大館法人会
13	大館市立扇田小学校	大館法人会
14	大館市立西館小学校	大館税務署
15	大館市立東館小学校	大館法人会
16	大館市立早口小学校	大館法人会
17	大館市立山瀬小学校	県税鹿角支所
18	秋田県立大館国際情報学院中学校	県税北秋田支所
19	秋田県立大館桂桜高校	東北税理士会大館支部

◎鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村

No.	学　校　名	講師担当
1	鹿角市立花輪小学校	大館法人会
2	鹿角市立柴平小学校	大館法人会
3	鹿角市立十和田小学校	鹿角市役所
4	鹿角市立大湯小学校	鹿角市役所
5	鹿角市立尾去沢小学校	鹿角市役所
6	鹿角市立八幡平小学校	県税鹿角支所
7	秋田県立鹿角高校	東北税理士会大館支部
8	北秋田市立鷹巣小学校	大館法人会
9	北秋田市立綴子小学校	北秋田市役所
10	北秋田市立米内沢小学校	北秋田市役所
11	北秋田市立合川小学校	大館法人会
12	北秋田市立義務教育学校阿仁学園（前期課程）	北秋田市役所
13	北秋田市立合川中学校	大館税務署
14	秋田県立秋田北鷹高等学校	東北税理士会大館支部
15	小坂町立小坂小学校	小坂町役場
16	上小阿仁村立上小阿仁小学校	上小阿仁村役場

消費税率の引き下げ

税理士　鎌田悠介

本年も残すところ2か月となりました。年の瀬に向けてお忙しい時期を迎えている方も多いかと思います。来年は4月に消費税率の引き下げが予定されています。今回は、9月15日に閣議決定された大綱からその概要について判明している事柄をお伝えします。

(1)期間

今回の引き下げは、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとされています。

(2)対象品目

消費税の軽減税率の適用品目は、飲食料品と新聞ですが、今回の引き下げの対象は、そのうちの飲食料品です。

(3)4月1日前後の取引について

4月1日をまたいで売り手と買い手が異なる取引日（売り手が3月、買い手が4月など）に仕訳を計上する可能性があります。この場合に買い手は、売り手が適用した消費税率に基づき適用税率を判断します。

(4)経過措置

令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売のうち、次のような取引については従前どおり税率8％が適用されます。ただし、税率1％を前提として契約等をしていることが確認できる場合や契約等が変更された場合を除きます。

①令和9年1月1日前に締結した定期供給契約（不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいいます）に基づき同年4月1日前に対価の領収をし、4月1日以後に行われる販売（対価を領収している部分に限ります。）

②通信販売の方法により令和9年1月1日前にその販売条件の提示が行われ、同年4月1日前に申し込みを受け、4月1日以後に行われる飲食料品の販売

また、現金主義を採用している小規模事業者が4月1日前に行った飲食料品の販売のうち、現金主義の特例により4月1日以後に行われたとされる場合も税率8％が適用されます。

(5)インボイスの記載事項

適格請求書の記載事項のうち、「適用税率」は1％と記載し、「消費税額」は1％で計算した金額となります。一方で、軽減税率の対象品目である旨を記載することやその他の事項は従前と変わりありません。

(6)届出の特例①（課税事業者になるための届出）

次に免税事業者は免税のままでよいか課税事業者を選択するかの判断が必要となりますが、今回の引き下げに伴い、各届出の期限についていくつかの特例が設けられる見込みです。

まず、消費税の免税事業者が課税事業者となるには、通常は、課税事業者となる課税期間の初日の前日までに消費税課税事業者選択届出書を提出しなければなりませんが、今回、特例として、飲食料品の販売を行う事業者は令和9年4月1日の属する課税期間中に消費税課税事業者選択届出書を所轄の税務署長に提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

ただし、課税事業者を選択した場合は、最短でも2年間は課税事業者として縛りを受けることとなります。

なお、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することで課税事業者となる方法もあります。この場合は、適格請求書発行事業者としての登録希望日（提出日から15日以後の任意の日）から課税事業者となることができます。

(7)届出の特例②（簡易課税制度選択届出）

飲食料品の販売を行う事業者は令和9年4月1日の属する課税期間中に簡易課税制度選択不適用届出書を提出することで、その課税期間から消費税の計算について簡易課税制度の適用をやめ一般課税を適用することができます。

また、簡易課税制度は適用の開始から2年間は適用をやめることができませんが、飲食料品の販売をしている事業者は、2年を経過していない場合でも、今回の特例により簡易課税制度をやめることができます。

(8)簡易課税制度の計算方法の特例

簡易課税制度は、通常であれば、売上に係る消費税額に、業種区分に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入に係る消費税額として計算をします。しかし、特例により、1％対象となる飲食料品の販売に係る消費税の計算では、1％対象の売上に係る消費税額と同額の仕入税額を計上することとされます。

なお、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例、3割特例）を適用する場合も1％対象となる飲食料品の販売に係る消費税の計算は右記と同様です。

(9)中間申告の特例

前課税期間の消費税の年税額が48万円超の事業者は、翌課税期間に中間申告をする必要があります。中間申告における税額は、前課税期間の消費税額を基に算出されますが、ここに特例が設けられます。令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間の税額計算においては、前課税期間の飲食料品に係る消費税額の計算について税率1％を適用したものとして計算をして、中間申告に係る消費税を算出し、申告納付することができます。

(10)総額表示義務の特例

税率変更に伴う事務負担に配慮する観点から、価格の表示について特例が設けられます。

令和9年2月1日から3月31日までは、総額表示義務に直ちに対応することが困難な事情がある場合には、誤認防止措置を講じている場合に限り、1％による税込価格を表示することができます。また、令和9年4月1日から5月31日までの間は、右記と同じ困難な事情がある場合には、誤認防止措置を講じている場合に限り、税率8％による税込価格を表示することができます。困難な事情は、「夜間の値札の貼替作業に対応できない」「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から税率変更時に適切な総額表示が間に合わない場合が該当します。

今回お伝えした内容は大綱に基づくものです。改正法の成立、施行までまだ時間があり、引き続き新しい情報が出てくると予想されます。最新情報の確認をお願いします。



令和8年度「税を考える週間」大館法人会 市民講演会のご案内

日 時 2026.11/17(火)15:00~16:00

会 場 プラザ杉の子(大館市有浦一丁目)

1.大館税務署長 渡部 克修 氏
講演 演題 「税務行政の将来像」



- 国税庁の組織理念
- 税務行政の将来像
  - 国税当局を取り巻く環境の変化
  - 税務行政のデジタル･トランスフォーメーション
  - "納税者目線"の徹底
  - AI･データ分析の活用
  - 税務を起点とした社会全体のDXの推進
  - 事業者のデジタル化促進に向けた取組について

2.大館税務署 総務課長 工藤 智人 氏
講話 題目「税務署のお仕事」

聴講無料 申込不要 一般の方の聴講歓迎

問い合わせ／大館法人会事務局 ☎0186-43-3347

北鹿地区デジタル化・キャッシュレス化推進共同宣言式

令和8年2月3日（火）：桜橋館（大館市）

令和８年２月３日（火）、大館税務署管内地域の関係機関が一堂に会し、「北鹿地区デジタル化・キャッシュレス化推進共同宣言式」を開催しました。

地域事業者等の利便性を向上させ、デジタル化のメリットを多くの方々に享受いただけるように、デジタル化・キャッシュレス化をより一層推進すべく共同宣言を行いました。



小坂町　細越　満 町長
デジタル化を取り入れ、ワークライフバランスを推進

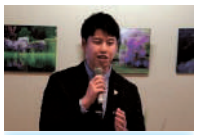

大館市　石田 健佑 市長
デジタルとアナログの良い面を共存させながら推進



鹿角市　笹本 真司 市長
デジタル庁とデジタル化に係る連携を行い、地域のモデルに



北秋田市　津谷 永光 市長
申告会場のスリム化の取組等、行政手続のデジタル化推進



上小阿仁村　小林 悦次 村長
スマホのない世帯にタブレットを配付し、高齢者もデジタル化

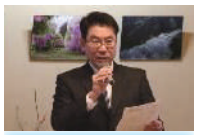

大館商工会議所　白川 懸士 会頭
力強くデジタル化・キャッシュレス化推進を宣言

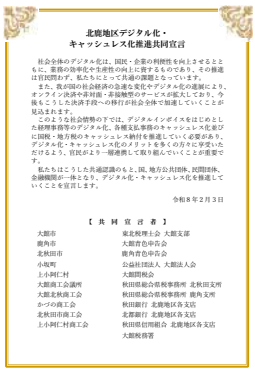











大館税務署　對馬　亨 署長
冒頭の趣旨説明、座談会の司会進行、最後に大館ケーブルテレビから取材

欠席団体
上小阿仁村商工会、大館青色申告会
鹿角青色申告会、大館間税会

後列
秋田県信用組合 大館支店 支店長
北都銀行 大館支店 支店長
秋田銀行 大館支店 支店長
北秋田市商工会 会長
大館北秋商工会 会長
かづの商工会 会長
秋田県総合県税事務所 北秋田支所 支所長
秋田県総合県税事務所 鹿角支所 支所長
公益社団法人大館法人会 専務理事

前列
大館税務署 署長
東北税理士会 大館支部 支部長
上小阿仁村 村長
北秋田市 市長
大館市 市長
鹿角市 市長
小坂町 町長
大館商工会議所 会頭
公益社団法人大館法人会 会長



大館北秋商工会　吉原 秀吉 会長
会員への研修会などを企画して周知

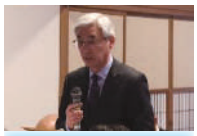

かづの商工会　大里 恒明 会長
キャッシュレス化にはコストを要するが、時間の節約が可能



大館法人会　川田 正典 専務理事
ペポルインボイスの普及で記帳事務の効率化



秋田県信用組合　佐藤　剛 支店長
窓口でキャッシュレス納付を推進



北都銀行　伊藤 智樹 支店長
窓口における各種手続をキャッシュレス化



秋田銀行　古関 英之 支店長
金融機関の窓口もデジタル化今後はコンサル目線で営業を

令和８年10月27日（火）大館市立中央公民館において北鹿地区デジタル化・キャッシュレス化推進協議会が主催し「第１回デジタルフォーラム in 大館」を開催しました。

開催状況については、後日、宣言団体等のHPに掲載しますので、ご覧ください。

～　国税庁が目指すデジタルシームレス　～

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

それらの事務の中でも、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）が実現した場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

そのため、国税庁では、税務手続だけではなく、事業者が行う日々の業務のデジタル化に向けた活動にも取り組んでいます。



国税庁が目指す事業者のデジタル化促進に向けて、大館税務署ではｅ-Tax及びキャッシュレス納付の普及拡大に向けて、税務関係団体の皆様のご協力を頂きながら、キャッシュレス納付の説明会など、様々な取組を行っています。

銀行に行かずともオフィスから**パソコンで納税手続きが完了するキャッシュレス納付を是非ご利用**ください。

利用を検討する事業者は大館税務署にご相談ください。

国税庁HPはこちらから

東北税理士会大館支部会員名簿

〈令和８年８月１日現在〉

No.	氏　名	事業所所在地	電話(0186)	FAX(0186)
1	蒔苗　誠	017-0863　大館市根下戸町２－１	43－4554	42－9558
2	柴田勝美	018-3324　北秋田市大町３－４	62－2604	62－2624
3	鎌田孝生	017-0897　大館市字三の丸１１－２	42－0874	42－0868
4	畠山　豊	018-5601　大館市十二所字上川代１７－２４	52－2111	52－2118
5	佐藤英夫	017-0863　大館市根下戸町２－１	42－3382	43－5833
6	八代智子	018-3331　北秋田市鷹巣字上家下２２－２	62－9082	62－9083
7	浅利大造	017-0863　大館市根下戸町２－１	42－6631	42－6632
8	浅利千鶴	017-0863　大館市根下戸町２－１	42－6631	42－6632
9	兎澤正倶	017-0846　大館市常盤木町１２－１６	42－6920	42－6922
10	金澤則男	017-0897　大館市字三の丸１０３－９	44－8413	44－8513
11	九嶋信正	017-0012　大館市釈迦内字家後２９－１３卸センター	48－6748	48－6743
12	佐藤康朗	017-0897　大館市字三の丸２４－２	43－0658	43－2291
13	鳴海建造	017-0897　大館市字三の丸１０３－９	42－7120	59－7688
14	福田久彦	017-0893　大館市桂城８番地１４　大館中央ビル３０５号室	59－6663	59－6669
15	髙橋　亨	018-3321　北秋田市松葉町１番４号	62－3529	84－8089
16	柴田雅俊	018-3324　北秋田市大町３－４	62－2604	62－2624
17	蒔苗大輔	017-0863　大館市根下戸町２－１	43－4554	42－9558
18	岩谷博美	018-3302　北秋田市栄字下夕前田２８番地	67－6080	67－6085
19	小笠原愼一	017-0043　大館市有浦２丁目2-１８	43－2446	43－2246
20	畠山良昭	018-3501　大館市岩瀬字羽貫谷地山下９３－２	59－5071	59－5072
21	長岐　寛	017-0043　大館市有浦２丁目2-１８	43－2446	43－2246
22	齋藤　雄	018-5201　鹿角市花輪字古館９－１	23－2322	23－7751
23	阿部隆信	017-0044　大館市御成町２丁目１２－２４	49－0072	49－0568
24	畠山政嗣	018-5601　大館市十二所字上川代１７－２４	52－2111	52－2118
25	鎌田悠介	017-0897　大館市字三の丸１１－２	42－0874	42－0868
26	山内善貴	018-5201　鹿角市花輪字前田７７番地	22－1596	22－1597
27	虻川隼平	017-0846　大館市常盤木町１２－１６	42－6920	42－6922
28	税理士法人 清和	017-0863　大館市根下戸町２－１	43－5522	43－5833
29	税理士法人 清和かづの	018-5201　鹿角市花輪字古館９－１	23－2322	23－7751
30	GSPartners 税理士法人 大館 Office	017-0893　大館市桂城８番地１４　大館中央ビル３０５号室	59－6663	59－6669
31	税理士法人げんき会計 鹿角事務所	018-5201　鹿角市花輪字前田７７番地	22－1596	22－1597

＊会員名は税理士登録番号順に配列しました。東北税理士会大館支部　事務局：0186-62-2604（柴田税理士事務所　内）



大館税務署からのお知らせ

書面による提出書類の送付先が変更になっています

国税庁では、内部事務の効率化や高度化を図るため、税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

これに伴い、申告書や申請書、添付書類などを書面で提出する場合は、大館税務署ではなく「仙台国税局盛岡業務センター」へ郵送していただくこととなっています。なお、e-Taxによる提出については、これまでどおり大館税務署へ送信してください。

〒020-0866
岩手県盛岡市本宮２丁目1番3号
仙台国税局 盛岡業務センター

大館税務署からのお知らせ

10月から税務署総合窓口の受付時間を変更しています

国税庁では、税務行政のデジタル化（DX）を推進し、「税務署に行かずに手続ができる社会」の実現を目指しています。e-Taxやキャッシュレス納付など、オンラインによる各種手続の利用環境が整備されていることを踏まえ、令和８年10月１日から、全国の税務署で総合窓口の受付時間を原則午前９時から午後３時までとする試行を実施しています。

なお、受付時間外であっても、開庁時間内（午前８時30分から午後５時まで）に来署された場合は対応していますが、円滑な窓口運営のため、できるだけ受付時間内の利用にご協力をお願いします。

大館税務署からのお知らせ

税務相談は事前予約制になっています

国税に関する相談については、申告書の作成や納付に関する相談のほか、電話での対応が可能な一般的な税務相談についても、面接による相談を希望される場合は、原則として事前に予約を受けた上で対応しています。

また、一般的な税務に関する相談については、国税庁ホームページのチャットボットやタックスアンサー、電話相談センターなど、来署せずとも自宅等で解決できる方法がありますので、こちらの利用についてもお願います。

【お問合せ先】大館税務署　電話　0186－42－0671（代表）
※音声ガイダンスに従い２を押してください。

大館税務署からのお知らせ

税務署での所得税の申告は「スマホとマイナンバーカード」が必要です

大館税務署で所得税の確定申告をする場合は、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードが必要となります。

マイナンバーカードの
①　署名用電子証明書のパスワード（英数字６～１６文字）
②　利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）
が必要となりますので、申告相談の際は忘れずにご持参をお願います。

経営の発展にご利用を！

（大館金融懇談会）
秋田銀行大館支店
秋田銀行大館駅前支店
秋田銀行大館西支店
秋田銀行田代支店
北都銀行大館支店
北都銀行扇田支店
北都銀行大館東支店
北都銀行大館駅前支店
青森みちのく銀行大館支店
青森みちのく銀行大館中央支店
秋田県信用組合大館支店
秋田県信用組合大館駅前支店
秋田県信用組合田代支店
あきた北農業協同組合

（鹿角金融団）
秋田銀行花輪支店
秋田銀行小坂支店
秋田銀行毛馬内支店
北都銀行鹿角支店
東北銀行鹿角支店
秋田県信用組合花輪支店
秋田県信用組合毛馬内支店

（北秋田市金融団）
秋田銀行鷹巣支店
北都銀行鷹巣支店
秋田県信用組合鷹巣支店